

社会資本総合整備計画 社会資本整備総合交付金

令和02年02月05日

計画の名称	琵琶湖流域における河川環境の保全・再生対策の推進（重点）												
計画の期間	令和02年度～令和06年度（5年間）										重点配分対象の該当	○	
交付対象	滋賀県												
計画の目標	琵琶湖総合保全整備計画 第2期 および琵琶湖保全再生施策に関する計画に基づき、水質保全および自然環境保全対策を実施することにより、琵琶湖流域の生態系の保全・再生を目指す。 湖底の底泥浚渫や覆土等の底質改善対策および植生浄化や内湖拡幅等の流入河川対策による水質保全対策により、琵琶湖への流入負荷を削減する。												
全体事業費（百万円）	合計（A+B+C+D）	696	A	696	B	0	C	0	D	0	効果促進事業費の割合 C / (A+B+C+D)	0	%

番号	計画の成果目標（定量的指標）			
	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値	中間目標値	最終目標値
		R2当初		R6末
1	琵琶湖の水質について、水質保全対策を実施することにより、全窒素、全リンについて、水質目標値まで改善する。 琵琶湖の水質 T-N（北湖）	200 μg/L	μg/L	200 μg/L
2	琵琶湖の水質について、水質保全対策を実施することにより、全窒素、全リンについて、水質目標値まで改善する。 琵琶湖の水質 T-N（南湖）	240 μg/L	μg/L	240 μg/L
3	琵琶湖の水質について、水質保全対策を実施することにより、全窒素、全リンについて、水質目標値まで改善する。 琵琶湖の水質 T-P（北湖）	7 μg/L	μg/L	7 μg/L
4	琵琶湖の水質について、水質保全対策を実施することにより、全窒素、全リンについて、水質目標値まで改善する。 琵琶湖の水質 T-P（南湖）	15 μg/L	μg/L	15 μg/L
5	湖底の底泥浚渫や覆土等の底質改善対策および植生浄化や内湖拡幅等の流入河川対策による水質保全対策により、全窒素、全リンについて琵琶湖への流入負荷量を5年間で850g/日、350g/日削減する。 琵琶湖への流入負荷削減量 T-N	0g/日	460g/日	850g/日
6	湖底の底泥浚渫や覆土等の底質改善対策および植生浄化や内湖拡幅等の流入河川対策による水質保全対策により、全窒素、全リンについて琵琶湖への流入負荷量を5年間で850g/日、350g/日削減する。 琵琶湖への流入負荷削減量 T-P	0g/日	200g/日	350g/日

備考等	個別施設計画を含む	-	国土強靱化を含む	-	定住自立圏を含む	-	連携中枢都市圏を含む	-	流域水循環計画を含む	-	地域再生計画を含む	-	避難確保計画の策定	避難行動要支援者名簿の提供
-----	-----------	---	----------	---	----------	---	------------	---	------------	---	-----------	---	-----------	---------------

A 基幹事業																			
基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名(事業箇所)	事業内容(延長・面積等)	市区町村名/港湾・地区名	事業実施期間(年度)					全体事業費(百万円)	費用便益比	個別施設計画策定状況
												R02	R03	R04	R05	R06			
		一体的に実施することにより期待される効果																	
		備考																	
都市水環境整備事業	A14-001	都市水	一般	滋賀県	直接	滋賀県	-	-	統合河川環境整備事業	赤野井湾他1河川 河川浄化、覆土工	守山市						586	-	
											小計						586		
その他総合的な治水事業	A08-002	総合治水	一般	滋賀県	直接	滋賀県	環境	-	東近江・湖東・湖北・湖西圏域総合流域防災事業	西の湖 河川浄化	近江八幡市						110	-	
											小計						110		
											合計						696		

交付金の執行状況

(単位：百万円)

	R02	R03	R04		
配分額 (a)	42	41	40		
計画別流用増 減額 (b)	0	0	0		
交付額 (c=a+b)	42	41	40		
前年度からの繰越額 (d)	16	10	18		
支払済額 (e)	48	33	38		
翌年度繰越額 (f)	10	18	20		
うち未契約繰越額(g)	0	0	1		
不用額 (h = c+d-e-f)	0	0	0		
未契約繰越率+不用率 (i = (g+h)/(c+d))%	0	0	1.72		
未契約繰越率+不用率が10%を超えている場合その理由					



## 総合流域防災事業計画総括表

1. 圏域名	東近江・湖東・湖北・湖西圏域			
2. 事業主体	滋賀県			
3. 関係事業主体	彦根市、長浜市、近江八幡市、東近江市、米原市、高島市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町			
4. 計画の範囲	当該流域と同一の自然特性、社会特性を持つ圏域			
5. 目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水害対策としては、10年に1回程度の降雨において予想される洪水を安全に流下できる河道を確保する。</li> <li>・自然環境保全対策としては、突堤や養浜等による砂浜保全を実施する。</li> <li>・土砂災害対策として、9集落を土石流やがけ崩れ災害から保全することを目標とする。また、土砂災害防止法に基づき警戒区域の繰り返し調査等の基礎調査を行う。</li> </ul>			
6. 計画期間	令和2年度～令和6年度まで	7. 全体事業費	8,793 百万円	
8. 実施内容				
	種別	細別	箇所名・箇所数(主な目標)	事業費(百万円)
(1)河川	河川浄化		1級河川西の湖	110
	河道整備		1級河川琵琶湖近江白浜地区	180
	河道整備		1級河川琵琶湖萩の浜地区	0
	河道整備		1級河川琵琶湖白ひげ浜地区	250
	河道整備		1級河川琵琶湖横江浜地区	244
	改修		1級河川余呉川(天井川と河積狭小部の解消)	880
	改修		1級河川百瀬川(天井川と河積狭小部の解消)	1,280
	改修		1級河川大川(河積狭小部の解消)	540
	改修		1級河川米川(遊水地整備)	611
	小計			<b>4,095</b>
(2)砂防	砂防		砂防堰堤工5箇所、LCCを考慮した長寿命化計画への変更、緊急改築	2,190
	地すべり対策		LCCを考慮した長寿命化計画への変更、緊急改築	20
	急傾斜地崩壊対策		擁壁工3箇所、崩壊土砂防止柵工1箇所、LCCを考慮した長寿命化計画への変更、緊急改築	1,751
	雪崩対策			
	小計			<b>3,961</b>
(6)情報基盤総合整備	河川情報基盤			200
	ダム情報基盤			
	砂防情報基盤			
	砂防相互通報			
	急傾斜地情報基盤			
	急傾斜地相互通報			
	小計			<b>200</b>
(7)砂防基礎調査等	砂防基礎調査	1,101箇所		72
	急傾斜地基礎調査	1,643箇所		107
	地すべり基礎調査	15箇所		1
	小計			<b>180</b>
(8)浸水想定区域等調査	浸水想定区域図	225河川		179
	小計			<b>179</b>
(9)その他	水害に強い地域づくり		市町や住民と共働で地域の実情に応じた水害減災対策の検討を進めることにより、どのような洪水に対しても人命を守り、被害の軽減を図る。	120
	水防訓練			4
	ハザードマップ作成支援	12市町		130
	浸水想定区域図	9河川		54
	小計			<b>178</b>
合 計				<b>8,793</b>

<p><b>9. 協議会の構成員</b></p>	<p>①東近江圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会      国：琵琶湖河川事務所長、彦根地方気象台長      県：知事、東近江土木事務所長、東近江農業農村振興事務所      市町：近江八幡市長、東近江市長、日野町長、竜王町長      学識委員：2名</p> <p>②湖東圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会      国：琵琶湖河川事務所長、彦根地方気象台長      県：知事、湖東土木事務所長、東近江農業農村振興事務所      市町：彦根市長、愛荘町長、豊郷町長、甲良町長、多賀町長      学識委員：2名</p> <p>③湖北圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会      国：琵琶湖河川事務所長、彦根地方気象台長、近畿地整河川部地域河川調整官      県：知事、長浜土木事務所長、長浜土木木之本支所長      市町：長浜市長、米原市長</p> <p>④高島地域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会      国：琵琶湖河川事務所長、彦根地方気象台長      県：知事、高島土木事務所長      市町：高島市長      学識委員：2名</p>
<p><b>10. 情報伝達、避難計画等に関する事項</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)</li> <li>■避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害・土砂災害対応タイムライン)</li> <li>■水害・土砂災害危険性の周知</li> <li>■ICTを活用した洪水情報・土砂災害警戒情報・避難情報等の提供</li> <li>■要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施</li> </ul>
<p><b>11. 水防に関する事項</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認</li> <li>■水防・土砂災害に関する広報の充実</li> <li>■水防・土砂災害防止訓練の充実</li> </ul>
<p><b>12. 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等</li> <li>■浸水被害軽減地区の指定</li> </ul>
<p><b>13. 河川管理施設等の整備に関する事項</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■堤防等河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)</li> <li>■決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫</li> <li>■樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保</li> </ul>

# 総合流域防災計画圏域概要図

1. 圏域名	東近江・湖東・湖北・湖西圏域											
2. 事業主体	滋賀県											
3. 対象市区町村	全域が対象となる市区町村	彦根市 多賀町	長浜市	近江八幡市	東近江市	米原市	高島市	日野町	竜王町	愛荘町	豊郷町	甲良町
	一部区域が対象となる市区町村											

4. 圏域概要図

